

第2次  
東 峰 村 総 合 計 画

---

“東峰村むらづくり基本計画”

後期基本計画  
(2020~2024)

令和2年3月

東 峰 村



## 目 次

第1編 後期基本計画の策定にあたって.....	1
第1章 計画の趣旨	
1. 後期基本計画策定の背景 .....	2
2. 計画の構成と計画期間 .....	2
3. 持続可能な開発目標（SDGs）について .....	4
第2章 基本構想の概要	
1. 村の将来像・基本目標 .....	5
2. 将来人口 .....	5
3. 施策の体系 .....	6
第2編 後期基本計画 .....	7
第1章 自然・伝統・文化を活かした魅力あるものづくり	
1. 産業の振興 .....	8
1-1 農林業の振興.....	8
1-2 商工業の振興.....	12
1-3 観光の振興.....	14
第2章 美しく、安全で暮らしやすい村づくり	
1. 交通・通信体系の整備等 .....	16
1-1 道路・交通の整備.....	16
1-2 自然環境・景観の保全・整備.....	18
1-3 計画的な土地利用.....	21
1-4 地域情報化.....	23
2. 生活環境の整備 .....	25
2-1 防災・安全対策.....	25
2-2 生活環境の整備.....	27
2-3 住宅の整備.....	29
2-4 河川保全改修.....	30
第3章 高齢者等にやさしく、子育てしやすい村づくり	
1. 保健・医療・福祉の向上及び増進 .....	31
1-1 健康づくり・保健・医療の充実.....	31
1-2 地域福祉の充実.....	33
1-3 子育て支援の充実.....	34
1-4 高齢者福祉の充実.....	36
1-5 障がい者福祉の充実.....	38

第4章 愛する心を育む人づくり	
1. 教育の振興	39
1-1 幼児・学校教育の充実	39
1-2 生涯学習の推進	42
2. 地域文化の振興	45
2-1 文化・スポーツの振興	45
2-2 人権の尊重	47
第5章 住民主役・行政と協働の持続可能な村づくり	
1. 地域の自立促進	49
1-1 定住促進	49
1-2 集落の整備	50
1-3 住民と行政の協働	51
1-4 効率的な行財政運営	53

# 第1編 後期基本計画の策定にあたって

# 第1章 計画の趣旨

## 1. 後期基本計画策定の背景

東峰村では、平成27（2015）年度から令和6（2020）年度までを計画期間として、第2次総合計画を策定し、「美しい山里を継承し豊かな暮らしを創造する幸せな村」を村の将来像として、5つの基本目標を定めて、様々な取り組みを推進してきました。一方、人口減少、少子高齢化への対応として、「東峰村人口ビジョン及び総合戦略」を策定し、平成27（2015）年度から令和元（2019）年度までの5か年で、様々な取り組みを進めていました。

しかし、平成29年7月5日から6日にかけて発生した九州北部豪雨災害は、本村において、かつてない河川氾濫、流木、土砂災害等を引き起こし、尊い人命が犠牲となり、住宅、インフラ、産業等への甚大かつ広範囲にわたる被害をもたらしました。このため、早期の住環境、インフラの復旧、産業の再生、被災者への支援、自然環境の再生など、迅速かつきめ細かな対応が必要となり、平成30（2018）年3月に東峰村復興計画を策定し、「安全・安心な村づくり」の実現を目指して、村をあげて早急な復旧・復興の取り組みを行っているところです。こうした状況において、将来像の実現に向けた村づくりを進めていくためには、前期基本計画及び総合戦略で取り組んできた施策の継続に加えて、復興計画における様々な施策を推進する必要があります。そのため、災害後の村の状況を踏まえながら、これらの計画を包括するような総合計画として、第2次総合計画の後期5か年を対象とする後期基本計画を策定いたします。

## 2. 計画の構成と計画期間

第2次総合計画は、平成27（2015）年度から令和6（2024）年度までを計画期間として、基本構想、基本計画、実施計画の3段階で構成されています。基本計画は、前期5か年、後期5か年に分かれており、今回の後期基本計画は、令和2年度から令和6年度までを計画期間とします。

また、本村ではまち・ひと・しごと創生法第10条に基づき、「東峰村まち・ひと・しごと総合戦略」を策定しております。2065年を目標年次とする長期ビジョンを定めて計画を策定し、少子高齢化に伴う人口減少を克服し、安心して生活を営み、仕事に励み、消費を行うことができる「東峰村」を構築していくための施策に取り組んできました。第1期の総合戦略は、令和元年度に満了するため第2期東峰村まち・ひと・しごと総合戦略を策定し、計画の対象期間を令和2（2020）年度から令和6（2024）年度の5か年としています。

さらに、平成29年度に策定された東峰村復興計画は「東峰村総合計画【基本計画】」の一部として位置づけられており、総合計画の各行政分野の施策に災害からの復旧・復興の視点を取り入れ、各種事業の方向性（実施時期、整備・取り組みの考え方、役割分担等）についてとりまとめを行いました。そのため、総合計画後期基本計画の策定において、防災の視点を踏まえながら総合的に見直しを行いました。また、河川、治山、道路、農地等のハード事業に関わること、災害に関連するもの、地域防災力に関連するものに関しては、東峰村復興計画において引き続き進捗管理を行っていきます。



### 3. 持続可能な開発目標（SDGs）について

持続可能な開発目標（SDGs エス・ディー・ジーズ）とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。SDGsは、先進国と開発途上国がともに取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標で、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むもので、2030年を期限とする包括的な17の目標とその下に細分化された169のターゲットで構成されています。

#### ■SDGsの17の目標

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGsの取組みは、少子高齢化の課題に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、それぞれの地域で住みやすい環境を確保して、将来にわたって活力ある社会を維持することを目的とする地方創生につながるものです。したがって、本村の総合計画後期基本計画においても、SDGsの考え方を踏まえた施策の推進に取り組むものとします。



## 第2章 基本構想

### 1. 村の将来像・基本目標

第2次総合計画基本構想では、令和6年における本村の将来像と5つの基本目標を次のように設定しています。

#### 将来像

美しい山里を継承し 豊かな暮らしを創造する 幸せな村

#### 基本目標

- ① 自然・伝統・文化を活かした魅力あるものづくり
- ② 美しく、安全で暮らしやすい村づくり
- ③ 高齢者等にやさしく、子育てしやすい村づくり
- ④ 愛する心を育む人づくり
- ⑤ 住民主役・行政と協働の村づくり

### 2. 将来人口

本村の人口は、平成26年は2,353人でしたが、少子高齢化が進む中、社人研によると令和6年で1,794人まで減少すると推計されています。しかし、子育て支援策や生活の利便性の向上などにより、地域への定着を促進することを目指すものとして、令和6年人口を1,854人と設定します。

■ 将来人口推計

単位：人

年次	実績		推計	目標 (当時)	目標
	平成26年	令和元年	令和6年	令和6年	令和6年
0～14歳	225	197	184	170	192
15～64歳	1,227	994	739	1,070	791
65歳以上	901	891	871	810	871
総人口	2,353	2,082	1,794	2,050	1,854

※：推計は、コーホート要因法による。コーホート法とは、過去の年齢別・性別人口、母親の年齢階級別出生率、出生者の男女比などを用いて将来人口を算出する方法

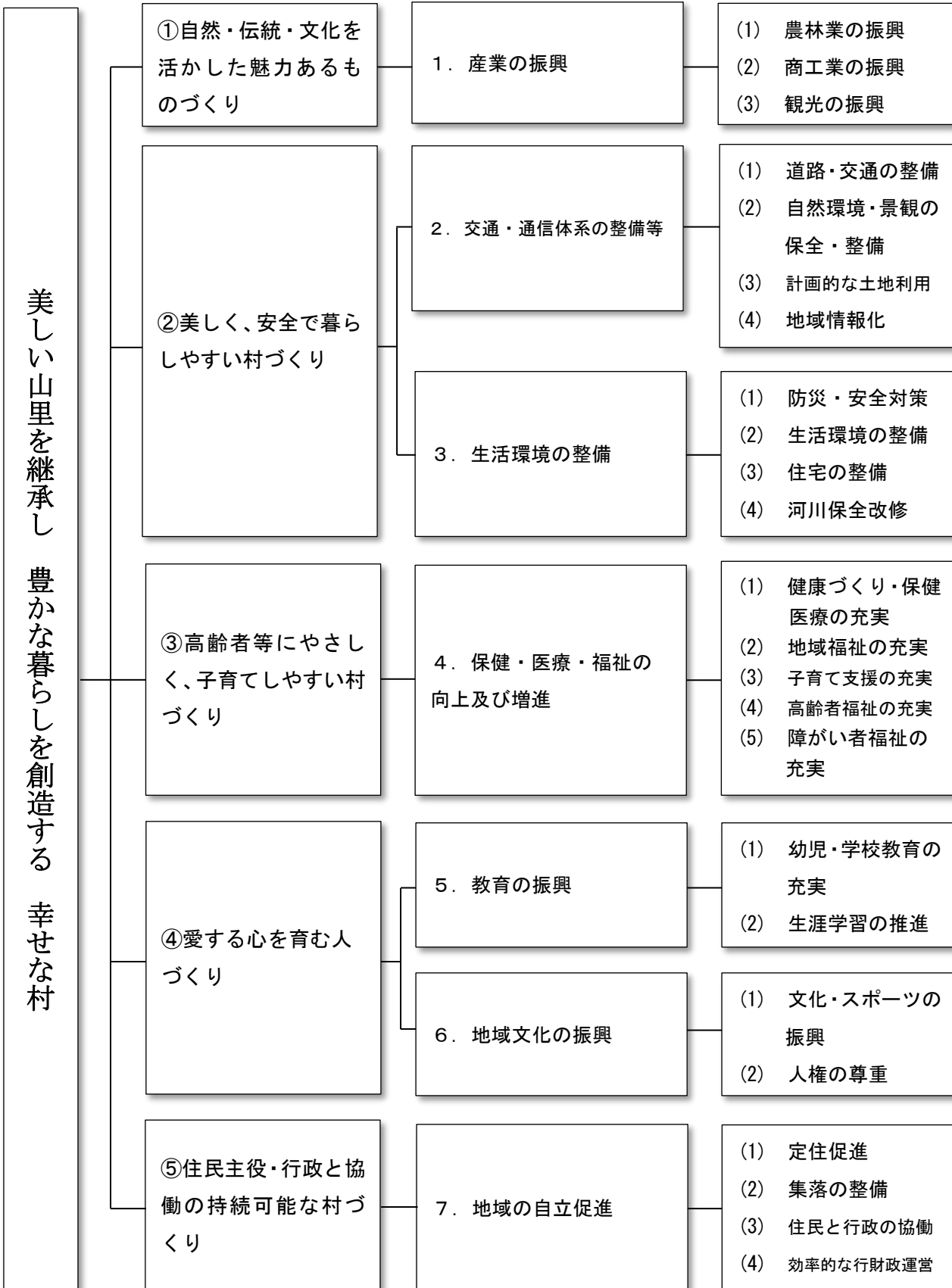
### 3. 施策の体系

将来像

基本目標

基本施策

施策の大綱



## 第2編 後期基本計画

# 第1章 自然・伝統・文化を活かした魅力あるものづくり

## 1. 産業の振興

### 1-1 農林業の振興

#### ■現状と課題

九州北部豪雨災害では、河川の氾濫、土砂災害等により、山林、農地に大きな被害がありました。早期の復旧・復興のためには、復興計画に基づき、農地、林地、インフラの復旧を図るとともに、農林業の再生に取り組む必要があります。

食に関しては、ファストフードやサプリメント（健康補助食品）が日常化する中で、これに抗し、生活リズムや健康への関心が高まりつつあり、大量生産・高速型のライフスタイルに対して、ゆったりした暮らしの提案（スローライフ）や、その土地の伝統的な食文化や食材を見直す運動（スローフード）へ関心が高まりつつあります。

都市部にはない農山村のゆったりとした時間の流れのもとで、本村で生産された柚子や椎茸などの特産品を活かした農業の振興が求められています。

農業生産においては、農業従事者の高齢化・後継者不足に対応するため、集落営農組合等による農作業の共同化・機械化の推進や新規就農支援などが求められています。

さらに、生産性の向上を図るため、農道や耕作道などの整備、良好な農村環境の創出をめざした農村生活基盤の整備をさらに推進する必要があります。

また、販売の面では、道の駅等における販促活動、インターネットを活用した通信販売など、多様な農産物の販路を確保し、農産物の消費の拡大を図る必要があります。

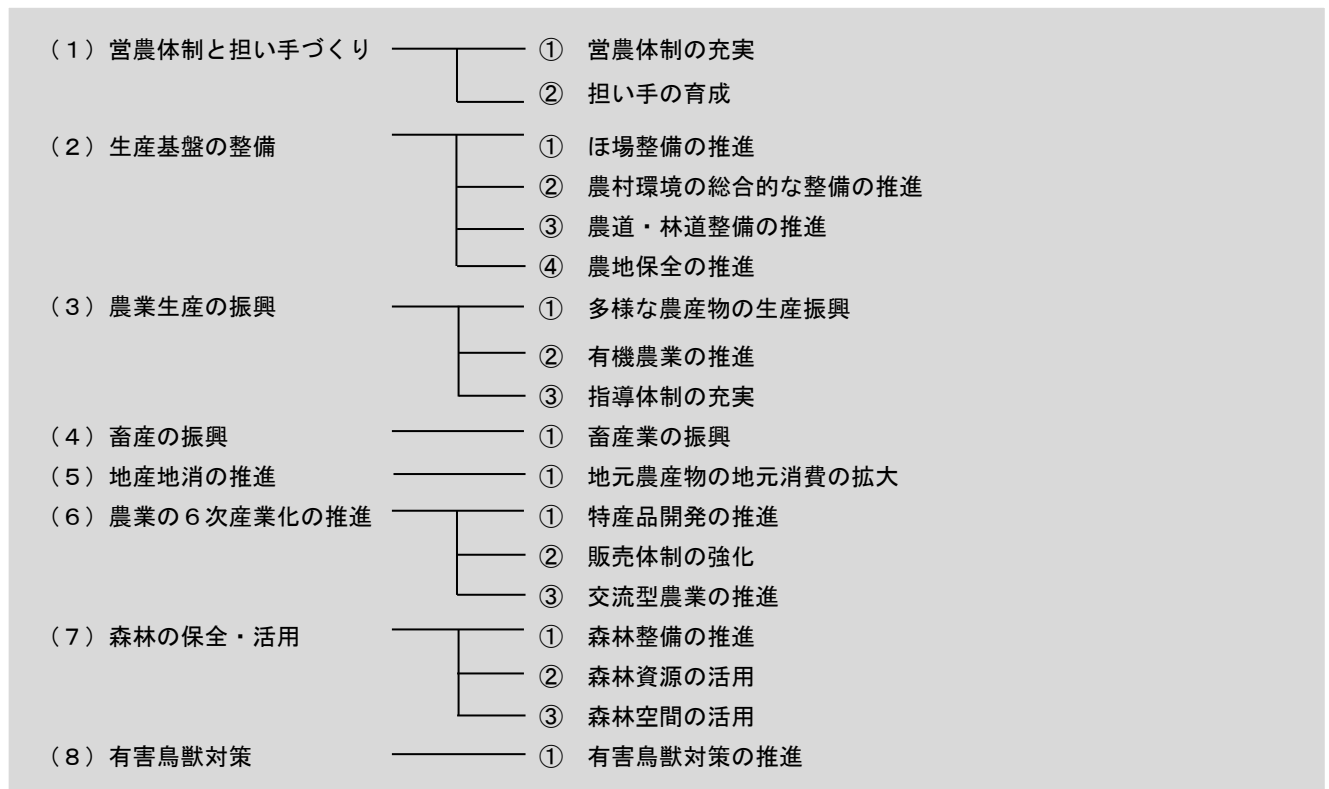
福岡市や北九州市などの都市部の消費者へ、大規模小売店舗等の食品コーナーにおける農産品PR、道の駅等における消費者との顔の見える交流を進めるなかで、農産加工・飲食サービス・販売サービスなど農業に関連する起業化を支援し、農業の6次産業化（農産物の生産から加工、販売に至るまでを垂直的に統合した総合産業化）を推進する必要があります。

林業は、九州北部豪雨災害による被害に加え、従事者の高齢化が進んでおり、木材価格の低迷が続く、荒廃森林の増加、降雨による土壌の流出などが進行しています。このため、高性能機械導入による生産コストの削減、林業従事者の確保・育成により、経営が成り立つ人工林の原木生産を進めるとともに、適正な管理が見込めない人工林は、強度間伐で針葉樹と広葉樹の混交林への誘導、広葉樹の植栽により自然林への移行が求められています。

さらに、森林ボランティアなど都市住民との協働による森林保全の推進や、森林空間の保健機能を活かした交流の場・保養の場としての活用も求められています。

また、シカ、イノシシなどの野生鳥獣による農林産物の被害が発生し、近年拡大し、深刻な状況にあります。被害防止のため、隠れ場所となる環境の整備、柵等の防護対策や捕獲による駆除などの対策を講じる必要があります。

## ■施策体系



## ■施策

### (1) 営農体制と担い手づくり

- ① 営農体制の充実
  - 集落営農組織の育成と営農体制の充実
  - 農業生産法人の育成と農業経営の促進
  - 農業機械の共同利用等による効率的な営農の推進
  - 農作業受委託体制と営農支援組織の充実
- ② 担い手の育成
  - 地域の中心となる経営体（集落営農組織）の確立
  - 認定農業者の育成
  - 後継者や新規就農者の技術研修による担い手育成
  - UJIターン者や退職者等の新規就農の促進

### (2) 生産基盤の整備

- ① ほ場整備の推進
  - 機械化営農による省力化と生産性向上を図るための比較的小規模な農地整備の検討
- ② 農村環境の総合的な整備の推進
  - 中山間地域の農村活性化を図る共同利用施設・農道・用水・ため池等の総合的な整備
- ③ 農道・林道整備の推進
  - 農道の整備
  - 林道の整備

- ④ 農地保全の推進
  - 営農組織等による農地の集約と活用（復旧に合わせた遊休農地の管理・活用）
  - 遊休農地の活用推進（復旧に合わせた遊休農地の管理・活用）

### （３）農業生産の振興

- ① 多様な農産物の生産振興
  - 地域水田農業ビジョンの策定
  - 米、野菜、果樹、花き等の複合経営の促進
  - 新しい特産品の開発と高収益作物の生産振興
  - 農家の高齢化に対応した軽量な葉物野菜の導入
  - 東峰米の地域ブランド化の推進
- ② 有機農業の推進
  - 有機農産物の認証支援
  - ＪＡ筑前あさくらを単位とした取り組みの推進
- ③ 指導体制の充実
  - 試験研究機関やＪＡとの連携による生産指導体制の充実
  - 技術開発や技術研修機会の充実

### （４）畜産の振興

- ① 畜産業の振興
  - 後継者の育成
  - 有機農業との連携

### （５）地産地消の推進

- ① 地元農産物の地元消費の拡大
  - 地域における地元農産物の販売促進
  - 学校、福祉施設、宿泊施設等での地元農産物を活用した給食・食事等の提供促進

### （６）農業の６次産業化の推進

- ① 特産品開発の推進
  - 地元加工グループ等による農産加工の推進
  - 商品化に向けた専門家によるアドバイス・指導体制の確立
  - 特産品開発施設の整備、拡充
  - 購買意欲の高まるパッケージ、商品コンセプトの研究開発
- ② 販売体制の強化
  - 都市への流通・販売ルートの開拓
  - 都市部大規模小売店舗等における商品コーナーの設置促進
  - インターネット等による通信販売（ネット販売）の推進

- ③ 交流型農業の推進
  - 生産者と消費者との交流機会の充実
  - 体験農園制度の整備
  - 農業体験等、農地を活用した交流事業の展開
  - オーナー制度の推進

## (7) 森林の保全・活用

- ① 森林整備の推進
  - 林地の再生
  - 強度間伐による針葉樹と広葉樹の混交林への誘導
  - 主伐後の広葉樹の植林促進
  - 森林保全ボランティア事業の推進
  - 林業体験の推進とUJIターン者の受入
  - 林業従事者の育成・支援
- ② 森林資源の活用
  - 間伐材等の利用促進
  - 流木やバイオマスエネルギーの活用やチップの供給
  - 地場産材の消費拡大
- ③ 森林空間の活用
  - 森林空間を活用した交流の場づくり
  - 医療・福祉機関等と連携した森林空間の利用検討
  - 間伐体験等の森林空間を活用した交流事業の展開

## (8) 有害鳥獣対策

- ① 有害鳥獣対策の推進
  - 有害鳥獣による被害防止策の充実
  - 有害鳥獣駆除の推進
  - 捕獲した鳥獣肉の特産品化の検討

## 1-2 商工業の振興

### ■現状と課題

本村の商工業においては、住民の減少や近郊都市の郊外型大型店舗の進出等により商業・業務活動は厳しい状況にあります。

さらに九州北部豪雨災害では、窯業施設をはじめ、中小企業にも大きな被害がありました。そのため復興計画に基づいて、商工業を支える生産基盤の復旧を進めるとともに、復興に向けた継続的な取り組みが必要となります。

これまで、国道 211 号と主要地方道八女香春線との交差点周辺等に商店街が形成されていましたが、閉店している店舗が多い状況にあります。

今後、個人商店の集積による商店街の形成は、商業を取り巻く状況から困難と考えられます。そのため、村の祭り・イベントにおける催しの実施や個々の店舗の情報提供等の支援が求められており、さらに充実を図る必要があります。

また、空き店舗や空き地は、民陶むら祭り等の祭事に合わせたイベントや季節に応じた特産品の販売など、本村の特産品の販促の場として活用を図る必要があります。さらに、住居兼用店舗の空き家については、村外からの新規ビジネスの場として、シェアオフィス<sup>※1</sup>・SOHO<sup>※2</sup>住宅として貸し出すことも考えられます。

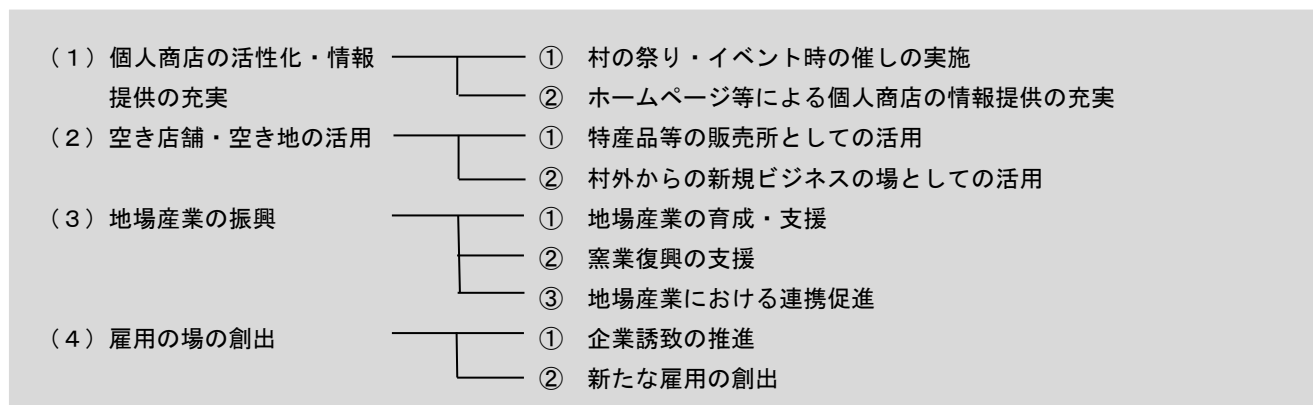
地域経済の基盤である地場産業の振興を図るため、地元企業に対する情報の提供や各種支援制度の充実など、既存の地元企業の育成につとめるとともに、窯業を始めとする伝統工芸や地域文化を育成し、観光と連携することにより、新産業の創出をめざす必要があります。

雇用の場を確保するため、地域資源を活かした商品・製品の開発を促進するとともに、地域課題解決型の小規模事業であるコミュニティビジネスの起業を支援する必要があります。

※1 シェアオフィス：1社だけが自社のオフィスとして一箇所のオフィスを使うのではなく、複数社で同じオフィスを共有するオフィスを指す。デザイン事務所や弁護士事務所などの独立自営業者の間で行われている。

※2 SOHO : Small Office/Home Office の略、パソコンなどの情報通信機器を利用して、小さなオフィスや自宅などを仕事場としたもの

### ■施策体系





## ■施策

### (1) 個人商店の活性化・情報提供の充実

- ① 村の祭り・イベント時の催しの実施
- ② ホームページ等による個人商店の情報提供の充実
  - ホームページ等を利用した最新情報の提供
  - パンフレットやチラシによる個人商店の紹介

### (2) 空き店舗・空き地の活用

- ① 特産品等の販売所としての活用
- ② 村外からの新規ビジネスの場としての活用

### (3) 地場産業の振興

- ① 地場産業の育成・支援
  - 地場産品のブランド化推進
  - 専門分野の研究開発や技術開発への支援
  - 伝統工芸と観光との連携
  - 海外への市場開拓
  - 相談、融資等の制度充実による中小企業の支援
  - 消費拡大策の支援（地域振興券等）
  - 小規模企業の振興支援
- ② 窯業復興への支援
  - 窯業の再生・活性化
  - 焼物の流通・販路拡大
- ③ 地場産業における連携促進
  - 地元企業・事業所等の交流や連携の促進による地場産業の活性化

### (4) 雇用の場の創出

- ① 企業誘致の推進
  - 企業立地にむけ地域特性を活かした誘致活動の推進
- ② 新たな雇用の創出
  - 地域資源を活用した製品開発の促進
  - 商工会との連携による中小企業の支援
  - 地域社会を支えるコミュニティビジネスの育成支援

## 1-3 観光の振興

### ■現状と課題

本村の観光客数は、九州北部豪雨災害を受け平成29年度の観光客数は年間63.9万人と前年度から大きく減少しました。しかし、平成30年度では、71.8万人と復興支援等により徐々に回復傾向にあります。また、九州北部豪雨災害では、観光交流施設にも大きな被害があり、復興計画に基づいて、これらの施設の復旧・復興が進められています。

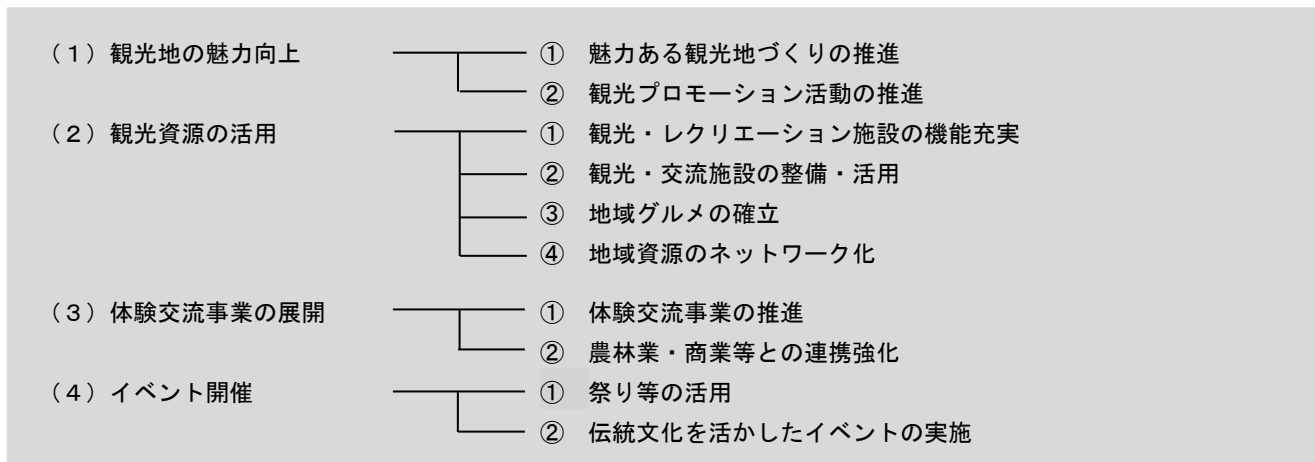
観光資源としては、小石原焼・高取焼、修験にまつわる歴史的遺産、道の駅、棚田、親水公園、キャンプ場といった観光資源、屋外施設が整備されています。こうした観光資源を活かしながら、着地型観光<sup>※1</sup>を推進することが課題です。そのために、宿泊地や滞在地としての景観整備、朝倉地域や日田・うきは地域などの周辺の観光地との観光ルートの開発、体験事業の展開による滞在型観光の開発を進めることが課題となっています。

また、一体的な観光振興体制の確立、観光プロモーション<sup>※2</sup>活動の推進、新たな観光・交流施設の整備・活用により、集客力の向上と滞在時間の延長を図り、商業や農林業とも連携した経済波及効果の大きい観光業の振興に取り組む必要があります。

※1 着地型観光：観光客の受け入れ先が地元でのプログラムを企画し、参加者が現地集合、現地解散する新しい観光の形態。旅行会社が企画して参加者を目的地へ連れて行く従来の「発地型観光」と比べて、地域の振興につながると期待されている。

※2 観光プロモーション：観光事業を戦略的に推進するため、観光にかかわる事業者や団体、行政、NPO、農業従事者等が連携し、東峰村の有する豊富で多様な観光資源を広報宣伝し、本村観光のイメージの向上を図ること。

### ■施策体系



## ■施策

### (1) 観光地の魅力向上

- ① 魅力ある観光地づくりの推進
  - 観光情報の一元化による情報発信・情報提供の推進・観光協会等の充実
  - 観光ボランティアガイド等、住民参画によるもてなしの心の向上
  - 地域の魅力を活かしたイベントの開催（ウォーキング・トレッキング等）
- ② 観光プロモーション活動の推進
  - 観光プロモーションの担い手育成
  - 地域おこしのグループ支援
  - 観光パンフレット、ホームページ、メディア等を活用した観光情報の発信
  - 旅行者等との連携による誘客促進

### (2) 観光資源の活用

- ① 観光・レクリエーション施設の機能充実
  - 駐車場の整備
  - 既存観光・交流施設のリニューアル等による魅力向上
  - 岩屋湧水の活用推進
  - JRめがね橋等の近代土木遺産の活用
- ② 観光・交流施設の整備・活用
  - 村のシンボル、観光拠点である観光交流施設の活用
  - 新たな観光・交流施設の整備による集客力の向上
  - 温泉開発の研究・推進
- ③ 地域グルメの確立
  - 地域食材活用の推進
  - ご当地グルメの開発促進
- ④ 地域資源のネットワーク化
  - 地域の観光資源を結ぶテーマ別観光ルートの設定
  - 学習や体験を含めた満足度の高いルート設定

### (3) 体験交流事業の展開

- ① 体験交流事業の推進
  - 自然・歴史文化・伝統芸能・農村文化・農林業・レクリエーション等をテーマとした体験交流プログラムの策定
  - 既存プログラムの拡充
  - 農家・窯元民泊の推進
- ② 農林業・商業等との連携強化
  - 観光・交流施設に加えて飲食店、宿泊施設、農家や商店等との連携による受入体制の充実

### (4) イベント開催

- ① 祭り等の活用
  - 民陶むら祭や、ほたる祭り等の充実、祭りの集客を活かした他のイベントの実施
- ② 伝統文化を活かしたイベントの実施
  - 修験道の文化を活かした夜神楽・山伏神楽や和太鼓の継承・発展

## 第2章 美しく、安全で暮らしやすい村づくり

### 1. 交通・通信体系の整備等

#### 1-1 道路・交通の整備

##### ■現状と課題

##### ●道路

九州北部豪雨災害では、幹線道路や村道、林道に大きな被害を与えましたが、復興計画に基づき、早期の復旧が進められています。本村の幹線道路は、南北方向に本村を縦断する国道211号とこれに接続する国道500号及び、本村を東西に横断し添田町と朝倉市を結ぶ主要地方道として八女香春線があります。

国道211号は、筑豊地方から大分県西部、熊本地方を結ぶ大型トラックや乗用車の通行量が多く、歩道が未整備な箇所があるため、歩道設置が可能な場所については整備が望まれています。また、歩道設置が困難な大行司地区については、徐行・速度制限方策を検討していく必要があります。

国道500号は朝倉市と本村を結ぶ生活道路であると同時に秋月、英彦山といった観光スポットと本村をつなぐ重要な観光道路であるため、小石原川ダムの建設により一部の区間については、付け替え道路が新設されていますが、それ以外の区間も幅員が狭い箇所については、関係機関に働きかけ改良を推進する必要があります。

主要地方道八女香春線は、国道211号を補完し、岩屋・竹地区等へのアクセス・産業にとっての基幹道路であり、始点の宝珠山交差点から拡幅改良事業を順次行っていますが、竹地区から砥石トンネル間についても早急な整備が必要です。

幹線道路と集落を結ぶ村道は、逐次改良されていますが、未改良、未舗装の道路もあり改良舗装が要求されています。また、九州北部豪雨災害により被災を受けた橋梁に加え、老朽化した橋梁についても架替や長寿命化を進める必要があります。

また、国土保全、水源かん養等の森林の果たす大きな役割を考えると、林業経営の負担軽減、効率化のためにも林道の整備・充実を図る必要があります。

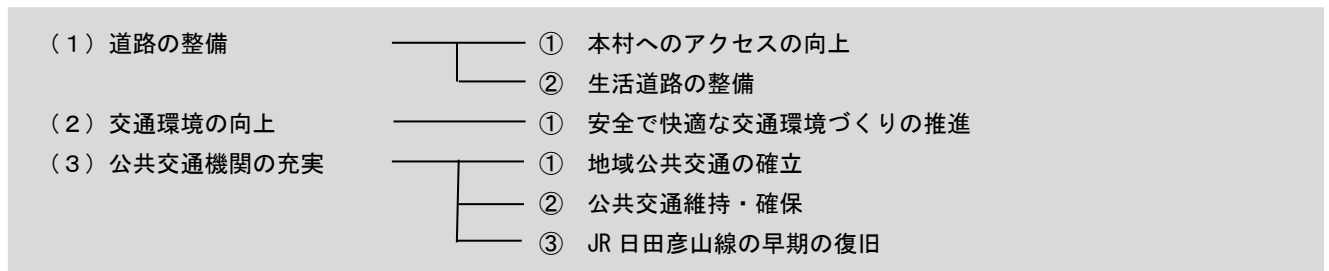
##### ●交通

大分自動車道杷木 I.C まで15分、福岡市まで1時間と、高速道路網の発展により都市へのアクセスの利便性は高いと言えます。

JR日田彦山線は北九州市と日田市を結び、1日9往復運行されていましたが、九州北部豪雨災害により不通となっています。この路線は、観光客や住民の通勤、通学、高齢者の移動手段としての主要な交通機関となっており、早期の復旧を関係自治体とともにJRに働きかけています。

バス路線は、西鉄バス久留米により杷木・宝珠山・小石原間を1日7往復（土・日・祝は6往復）しています。公共交通の路線から遠くて利用できない公共交通空白地域の運転免許証を有しない高齢者へ「タクシー料金」の助成を行っていますが、これ以上の業務縮小や運行回数の削減は、過疎化にますます拍車をかけることになるので、関係市町村と連携して存続を働きかけるとともに、利用促進を図る必要があります。

## ■施策体系



## ■施策

### (1) 道路の整備

- ① 本村へのアクセスの向上
  - 国道 211 号、国道 500 号、主要地方道八女香春線、その他県道の拡幅整備
- ② 生活道路の整備
  - 村内集落間の道路整備
  - 村道等の改良整備
  - 橋梁等の整備

### (2) 交通環境の向上

- ① 安全で快適な交通環境づくりの推進
  - 歩道の設置や交差点の改良等、交通環境の整備促進
  - 冬期の凍結、除雪対策の推進、ガードレール、カーブミラー、点字ブロック等の交通安全施設の整備
  - 街路灯、防犯灯の整備
  - 地域住民と一体となった除草・清掃活動等、道路保全、美化活動の推進

### (3) 公共交通機関の充実

- ① 地域公共交通の確立
  - 利便性の高い交通システムの確立
  - タクシー料金助成の維持
- ② 公共交通の維持・確保
  - 路線バスの利用促進
  - 高速バスと路線バスの連携強化（朝倉市杷木バスセンター）
- ③ JR 日田彦山線の早期の復旧

## 1-2 自然環境・景観の保全・整備

### ■現状と課題

環境省の自然環境保全基礎調査「特定植物群調査」において、小石原の行者杉、小石原の湿原が特定植物群落に選定されており、同じく「巨樹・巨木林調査」では、岩屋のオオイチョウ、行者杉などの優れた自然が残され、本村の85%を山林が占め、谷沿いに展開する棚田は、農地として豊かな農産物を生み出しています。また、水質に優れた宝珠山川、小石原川、大肥川の三つの河川があり、筑後川の源流をなしています。

恵まれた自然環境や農村景観を未来に残していくため、本村は、平成24年度に「日本で最も美しい村」連合へ加盟しました。また、平成22年3月に「東峰村農村環境計画」を策定し、「自然・文化を活かした交流による活力と心豊かな暮らしのある村」を農村環境の将来像として、環境に配慮した農業農村整備や環境配慮型農業の推進、森林整備の推進等に取り組んでいます。

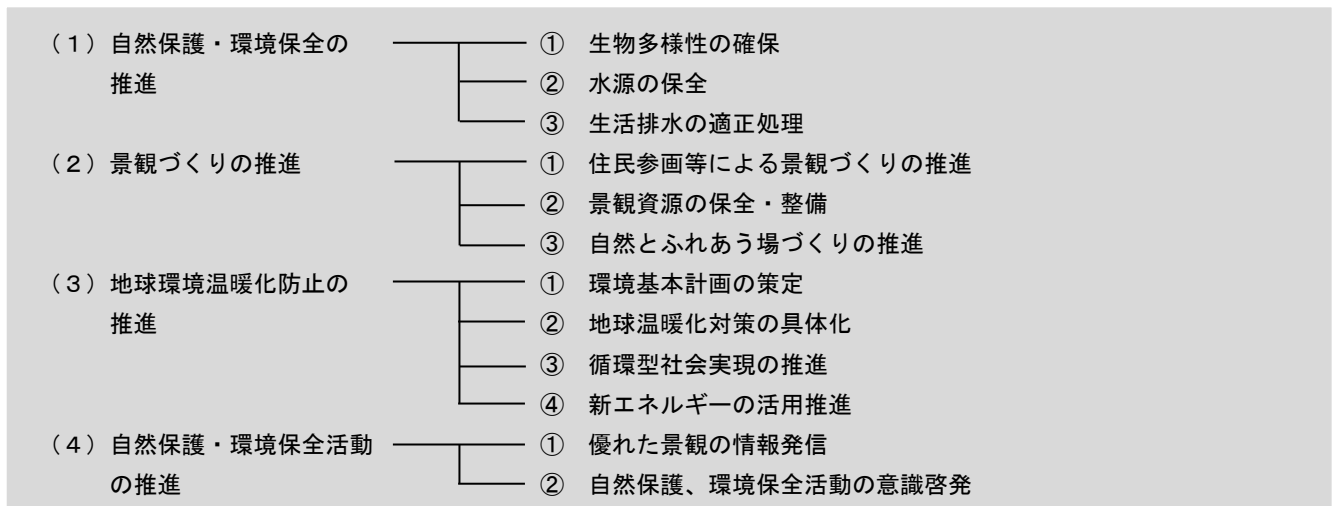
特に農村景観については、竹地区の棚田に代表される美しい景観を保全するための取り組みとして「棚田景観保全プロジェクト」の中で地域団体や行政と一般社団法人「竹棚田」を設立し、竹地区の棚田や景観の保全に取り組んでいます。今後も、保全の方策について関係者と行政が一体となって検討していく必要があります。また、耕作放棄地については、道路沿いに荒れたままで放置されている場合もあるため、景観上も耕作放棄地を減らす取り組みを農政部署と連携しながら推進する必要があります。

また、本村では、「東峰村地域新エネルギー・省エネルギービジョン」を策定し、新エネルギーとして、木質バイオマスエネルギーの普及推進などについて指針を示しています。

さらに、総合的に環境政策を進めるために環境基本計画の策定が求められており、温室効果ガスの削減を行政の事務事業の中で具体的に進めるための地球温暖化対策実行計画の策定や、住民や民間企業がエコドライブ<sup>※</sup>など様々な温室効果ガスの排出抑制に取り組むための地球温暖化対策地域推進計画の策定が求められています。

※ エコドライブ：環境への負荷の軽減に配慮した自動車の使用のことで、国は、具体例として、無用なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速をしないことなどを推奨しています。

## ■施策体系



## ■施策

### (1) 自然保護・環境保全の推進

- ① 生物多様性の確保
  - 環境に配慮した農業農村整備
  - 外来生物の拡散防止
  - 環境配慮型農業の推進
- ② 水源の保全
  - 森林整備の推進
- ③ 生活排水の適正処理
  - 合併処理浄化槽設置の促進

### (2) 景観づくりの推進

- ① 住民参画等による景観づくりの推進
  - 景観形成基本方針や景観条例の制定による景観整備の推進
  - 景観法に基づく諸制度の活用
  - 歴史文化を活かしたふるさと景観の再生と保全
  - 自然環境と調和した道路や河川景観の再生と保全
  - 棚田などの豊かな農村景観の再生と保全
  - 自然豊かな森林景観の再生と保全
  - 花や緑など彩り豊かな景観整備の推進
- ② 景観資源の保全・整備
  - ため池の改修
  - 水路・畦畔などの整備
  - 耕作放棄地対策の推進
- ③ 自然とふれあう場づくりの推進
  - 自然を生かした公園等の整備
  - 親水ゾーンや森林空間の整備促進

### (3) 地球環境温暖化防止の推進

- ① 環境基本計画の策定
- ② 地球温暖化対策の具体化
  - 地球温暖化対策実行計画の策定
  - 地球温暖化対策地域推進計画の策定
- ③ 循環型社会実現の推進
  - 省資源・省エネルギー運動の推進
- ④ 新エネルギーの活用推進
  - 太陽光発電・太陽熱利用
  - バイオマス発電・バイオマス熱利用
  - 小水力発電・風力発電

### (4) 自然保護・環境保全活動の推進

- ① 優れた景観の情報発信
  - 村の自然環境や優れた景観についての情報発信
- ② 自然保護、環境保全活動の意識啓発
  - 小・中学校等における環境教育の推進
  - 地域や各種団体による自然保護活動、環境保全活動、清掃・美化活動の推進・支援



## 1-3 計画的な土地利用

### ■現状と課題

本村で最も多いのは、森林・原野で86%となっています。特に、北部地域においては国有林が占める割合が多いので、国有地の有効活用も検討しながら計画的な土地利用を推進する必要があります。

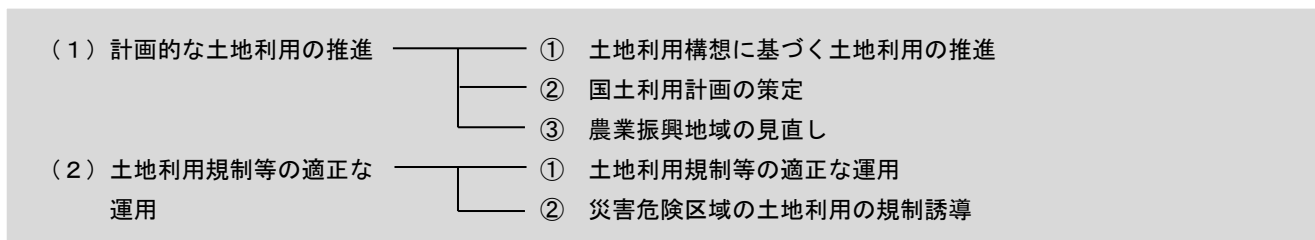
農地については、小石原地区では場整備された農地もありますが、大肥川、宝珠山川沿いに連なる棚田状の農地がほとんどです。九州北部豪雨災害では川沿いの多くの農地が被災したため、復興計画に基づき農業生産基盤の復旧が進められています。しかしながら、農地の総面積に占める割合は7%程度であり、林地への転用や耕作放棄で年々減少の傾向にあります。

道路の整備等により福岡都市圏、北九州都市圏との交通アクセスも年々改善されていることから、都市計画法等による法的規制が弱い現状では産廃施設などいわゆる迷惑施設の進出や乱開発を招く危険性を持っています。このように、計画的な土地利用を進めるために土地利用の規制誘導の指針となる計画が必要です。

また、本村の地形は、河川に沿って崖地など急峻な地形が多く、大雨等による土砂災害のおそれがある土砂災害危険区域、急傾斜地崩壊危険区域等が指定されています。

このため、当該区域を村民に周知を図るとともに、区域内の宅地開発や建築行為を防ぐため県との連携が必要です。

### ■施策体系



### ■施策

#### (1) 計画的な土地利用の推進

##### ① 土地利用構想に基づく土地利用の推進

###### ○土地利用構想図に基づく計画的な土地利用の推進

◇森林整備ゾーン : 本村の大部分を占める森林地帯を位置付け、清冽な水と山の恵みを生み出す区域として森林の多面的機能の発揮に努めます。

◇農業農村整備ゾーン : 河川沿いに分布する農地を位置付けます。環境との調和に配慮しながら棚田の畦畔整備や老朽ため池の改修などの生産基盤整備を推進し、農業の多面的機能の発揮に努めます。

◇観光・交流ゾーン : 本村の観光施設や役場庁舎等の公共施設、農村資源を活用し、観光交流を展開します。

② 国土利用計画の策定

○自然環境、生活環境、生産環境に調和した合理的で適正な土地利用の促進

③ 農業振興地域の見直し

○農業振興地域内の適切かつ合理的な土地利用を行うための農業振興地域、農用区域の見直し

(2) 土地利用規制等の適正な運用

① 土地利用規制等の適正な運用

○良好な地域環境を創出するため、環境保全条例などの土地利用に関する適切な規制、誘導策の設定

② 災害危険区域の土地利用の規制誘導

○土砂災害危険区域、急傾斜地崩壊危険区域等における宅地開発、建築行為における規制誘導に関する県との連携

図 土地利用構想



## 1-4 地域情報化

### ■現状と課題

情報化時代の到来とともに企業のみならず自治体も情報化を推進しています。本村においても積極的に情報化に取り組んでおり、光インターネット網の活用や村ホームページ開設による情報の発信を行っています。また、次世代ネットワークを活用した地域情報発信を促進する必要があります。

現在、防災行政無線、Lアラート、G空間情報などの行政による防災システムを導入しています。またCATVとして東峰TVを開局し、番組制作等を一部委託しながら運営しています。村民の日常的な情報入手手段として、更なる活用が求められています。

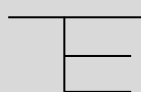
村の行政システムでは電子化が推進されていますが、さらに自宅で行政手続きができる行政サービスの充実が求められています。

さらに、本村のホームページは充実を図るよう努めていますが、項目によっては更新が必要なデータ等がありますのでさらに改善を図る必要があります。

学校教育では、東峰学園において情報活用能力の育成に取り組んでいることから、学習教材の電子化を推進する必要があります。また、生涯学習におけるパソコン教室等のIT教室の充実を図るとともに、インターネット販売等の企業における電子化の推進について、商工会と連携するなど、地域情報発信のための取り組みが求められています。

### ■施策体系

(1) 情報通信基盤の整備

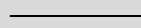


① 情報通信基盤の充実

② 多様な情報サービスの提供

③ 新たな情報通信システム・機器の活用・普及

(2) 情報化に対応する人材育成



① 情報活用能力の向上

## ■施策

### (1) 情報通信基盤の整備

#### ① 情報通信基盤の充実

- 地域情報化計画の策定
- 次世代ネットワーク（5G）の整備

#### ② 多様な情報サービスの提供

- CATVの活用
- 電子自治体の推進による行政サービスの利便性の向上
- 医療・福祉分野における多様な情報サービスの実施
- ホームページ等の充実による行政情報・地域情報の受発信の推進

#### ③ 新たな情報通信システム・機器の活用・普及

### (2) 情報化に対応する人材育成

#### ① 情報活用能力の向上

- 小中学校におけるICT教育の充実
- 生涯学習としてのICT教育の充実
- 地域情報発信のための講習会の実施

## 2. 生活環境の整備

### 2-1 防災・安全対策

#### ■現状と課題

##### ●消防体制

本村域を管轄する常備消防の東出張所が設置されていますが、消防防災の主力は消防団であり、減少に歯止めのかからない団員の確保が今後の大きな課題です。地域の実情に沿った消防体制の充実を図るため、コミュニティにおける自主防災組織の体制強化、高齢者等でも扱える消防施設・消防設備の充実等の対策が必要です。

##### ●防災体制

平成 26 年度に地域防災計画を改定し、さらに九州北部豪雨災害からの復興計画（平成 29 年度策定）における地域防災力の向上の取り組みの中では、地区防災計画をはじめとした自主的な取り組みを進めています。今後は、これらの活動を各地区に定着させ、地域防災力の向上を図る必要があります。また地すべりやがけ崩れなどの大規模な自然災害が発生しないよう、保安林機能を強化する森林整備や自然環境に配慮した河川改修に努める等の災害防止対策を推進する必要があります。

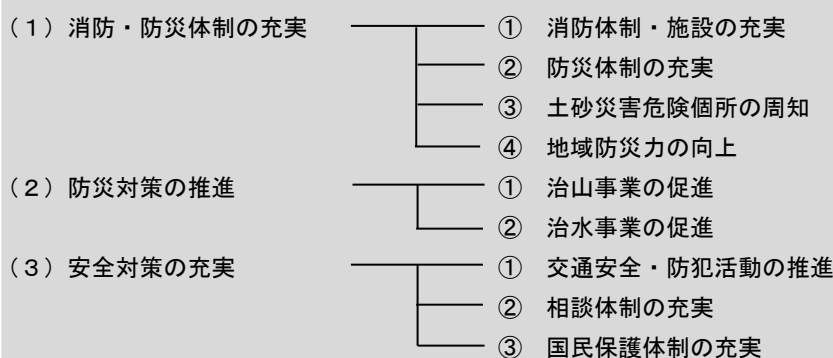
##### ●その他の安全対策

本村は、山間地域が多いためカーブでの事故や、冬期間の積雪や凍結のためのスリップ事故が多いと言えます。今後、交通安全対策に対しては、警察や関係機関との連携を強化し、積極的に取り組み推進していく必要があります。

また、山村部でも犯罪発生が多くみられるようになっており、こちらもまた警察や関係機関との連携を密にし、犯罪防止に取り組む必要があります。

さらに平成 18 年度に制定した東峰村国民保護計画に基づき東峰村国民保護協議会を軸に関係各機関と協力しながら武力攻撃時の緊急事態に対応することが必要です。

#### ■施策体系



#### ■施策

##### (1) 消防・防災体制の充実

###### ① 消防体制・施設の充実

○消防団員の確保や機能別消防団員制度の活用による非常備消防体制の充実

○常備消防との連携強化

○消防水利、防火施設等の整備

○消防設備の充実

② 防災体制の充実

○地域防災計画に基づく自主防災組織の育成・充実

○防災情報収集・伝達システム（G 空間、防災無線、トータルTV）の整備・活用

○避難場所の確保、危険箇所等の周知の徹底

○避難経路・標識の整備

○防災拠点の整備

③ 土砂災害危険箇所の周知

○土砂災害危険区域、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険区域等の周知

④ 地域防災力の向上

○地区防災計画の策定

○避難所等の防災機能の向上

○指定緊急避難場所の機能向上

○災害に強いネットワーク網の充実

○地域防災活動への支援

○地域防災マップ等による防災力の向上

○子育て世代に配慮した避難施設の整備

（2）防災対策の推進

① 治山事業の促進

○荒廃山地等の復旧・整備

○保安林の機能を維持強化するための森林整備

○地すべりによる被害の防止

○砂防事業の促進

② 治水事業の促進

○河川改修の促進

（3）安全対策の充実

① 交通安全・防犯活動の推進

○交通安全教育や交通安全運動の推進

○交通安全施設の整備

○地域の防犯組織の育成と活動促進

② 相談体制の充実

○住民からの相談体制の充実

○警察、消費者センター等との連携強化

③ 国民保護体制の充実

○東峰村国民保護対策本部体制の充実

○自衛隊、警察、消防等の関係各機関との連携強化

## 2-2 生活環境の整備

### ■現状と課題

#### ●簡易水道

宝珠山地区においては、簡易水道の普及率は93%となっています。今後は水需要の拡大に伴う供給体制等が課題となります。小石原地域においては、簡易水道及び飲料水供給施設で対応しており両施設を合計した普及率は95%に達しています。簡易水道は村内に4系統あり集中管理システムを導入しています。飲料水供給施設においては、3箇所ありますが、配水管の老朽化が著しいため、施設の改良整備や簡易水道への統合を行う必要があります。

#### ●下水道処理施設

公共用水域の水質悪化防止のため、家庭の雑排水（し尿、台所、風呂、洗濯排水等）の水質浄化事業として合併処理浄化槽設置事業を計画的に推進しており、平成30年度末で人口に対する普及率は67.2%となっています。今後もこの合併処理浄化槽設置事業を推進し、農業用水や河川の水質汚濁を防止し、ホテルが飛び交う魅力的な地域づくりを図っていく必要があります。将来、人口集中地域の下水道整備を検討していくことも課題です。

#### ●衛生

ごみの焼却については、甘木・朝倉・三井環境施設組合にて共同で行っており、施設建設の負担金を支払っています。現在ごみの減量化や、分別収集による再資源化を推進していますが、まだ徹底しているとは言えません。引き続きごみの減量化やリサイクルの推進、不法投棄の防止などについて住民や観光客に啓発を行い、一人ひとりが衛生的な環境づくりに積極的に参加する意識を高める必要があります。

し尿については、平成23年度にし尿中継槽の新設を行い、陸上処理を行っています。自然環境や生態系に配慮した循環型社会の実現をめざして、今後も住民が一体となって計画的にごみやし尿処理を行う必要があります。

### ■施策体系



## ■施策

### (1) 上下水道の整備

- ① 上水道の整備（簡易水道）
  - 上水道の整備（簡易水道）
  - 水道施設、設備の充実
  - 水源の確保
- ② 生活排水処理施設の整備
  - 合併処理浄化槽の整備促進

### (2) 環境衛生の充実

- ① ごみ・し尿処理体制の充実
  - 甘木・朝倉・三井環境施設組合による廃棄物処理業務の実施
  - し尿・汚泥処理体制の確立
- ② ごみの減量化と再資源化の推進
  - ごみの分別収集の徹底、ペットボトル、古紙、古布、天ぷら廃油等の再資源化の推進
  - 住民や活動組織と一体となった取り組みの推進



## 2-3 住宅の整備

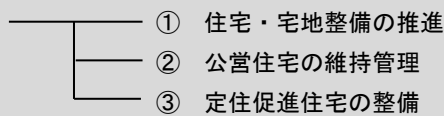
### ■現状と課題

定住促進においては、世帯分離に伴う住居や村外からの移住のための住宅が必要であり、従来から公営住宅法による低所得者向け住宅や特公賃住宅を建設してきました。平成 24 年度には「東峰村公営住宅等長寿命化計画」の策定を行っており、この計画に基づき、安全で快適な住まいを長きにわたって確保する必要があります。

また、都市部からの移住を促進するため、宅地や分譲地の整備、空き家情報の提供、相談窓口の設置等が必要となっています。

### ■施策体系

(1) 住環境の充実



### ■施策

#### (1) 住環境の充実

##### ① 住宅・宅地整備の推進

○公営住宅、若者住宅、高齢者住宅など多様な住宅整備の推進

○宅地、分譲地の整備

○公営住宅等長寿命化計画の必要な見直し

##### ② 公営住宅の維持管理

○公営住宅の改修整備等、維持管理

##### ③ 定住促進住宅の整備

○定住促進に向けた公営住宅等の整備

## 2-4 河川保全改修

### ■現状と課題

本村は、宝珠山川、小石原川、大肥川の3つの河川があり、福岡都市圏や県南地域の水源としての機能を有しています。今後は、森林ボランティア活動やイベント等の充実を通じて、本村及び村外下流域の交流と協働により水と緑の保全活動の推進が求められています。

小石原地域では、平成25年度から「筑後川水系小石原川ダムに係る水源地域整備計画」に基づく事業を実施しており、令和3年度まで計画的に事業を行うこととされています。当該計画に基づき、計画的な事業の推進が求められています。

### ■施策体系

(1) 河川の浄化	—————	① 河川をきれいにする条例に基づく河川浄化の推進
(2) 水源の保全	—————	① 下流域住民との協働による森林保全活動の推進
	└—————	② 森林保全に関わる人材の確保
(3) 水源地域整備計画の推進	—————	① 生活基盤の整備

### ■施策

#### (1) 河川の浄化

- ① 河川をきれいにする条例に基づく河川浄化の推進
  - 河川愛護活動の普及と支援
  - 生活排水・事業用排水の浄化
  - 化学肥料・農薬の適正使用
  - 村・村民・事業者・環境美化活動団体等の協働した河川浄化の取組み

#### (2) 水源の保全

- ① 下流域住民との協働による森林保全活動の推進
  - イベント等を通じた都市との協働による森林保全
  - 福岡都市圏、県南地域との水を通じた交流事業の推進
- ② 森林保全に関わる人材の確保
  - 森林ボランティアの組織の充実
  - 福岡都市圏や県南地域の住民参画の促進

#### (3) 水源地域整備計画の推進

- ① 生活基盤の整備
  - 国道500号の改良
  - 合併浄化槽の整備
  - 農業基盤の整備

# 第3章 高齢者等にやさしく、子育てしやすい村づくり

## 1. 保健・医療・福祉の向上及び増進

### 1-1 健康づくり・保健・医療の充実

#### ■現状と課題

本村は高齢化が進んでおり、予防医療の充実による高齢者の健康維持をはじめ、個々人の顔の見える健康づくりを推進する必要がある、こうした活動により医療費の適正化を図ることが課題となっています。

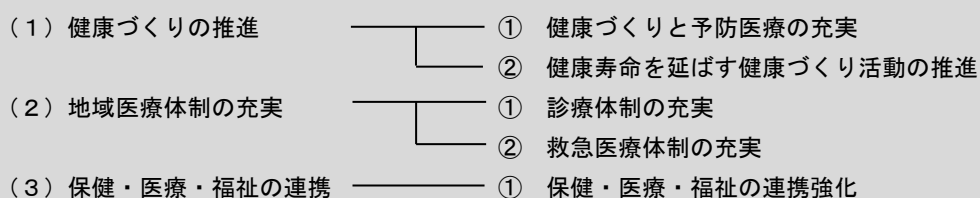
本村の医療機関は、小石原地区に東峰村立小石原・鼓診療所があり、宝珠山地区に民営の宝珠山診療所があります。

このうち、東峰村立小石原・鼓診療所が、へき地診療所として位置づけられていますが村立小石原診療所については施設の老朽化が進んでいます。また、交通手段の少ない高齢者が気軽に受診できるような体制づくりも必要となっています。

高度な医療については、朝倉医師会病院がへき地医療拠点病院として対応しています。救急医療については、救急車で日田市の総合病院までが20~30分、朝倉医師会病院までが30~40分で到着できる体制が整っています。

また、将来的な課題として地域住民の健診結果や、病名、処方された薬などの情報を管理して、保健・福祉・医療の総合的なネットワークづくりを進める必要があります。

#### ■施策体系



## ■施策

### (1) 健康づくりの推進

#### ① 健康づくりと予防医療の充実

- 健康増進計画の策定
- 健康診査の実施や健康管理システムの活用による予防医療の推進
- 東峰村保健福祉センター（いずみ館）や公民館を中心とした地域に根ざした健康づくり活動の推進

#### ② 健康寿命を延ばす健康づくり活動の推進

- 福祉施設、保健施設等の活用による健康づくりの推進
- 栄養指導や食生活改善等による生活習慣病予防の推進

### (2) 地域医療体制の充実

#### ① 診療体制の充実

- 東峰村立診療所における医療従事者の確保
- 朝倉医師会病院を核に東峰村立診療所との連携による高度医療や診療体制の充実
- 往診、訪問診療等の推進
- 診療所の建替え

#### ② 救急医療体制の充実

- 広域的な救急医療体制の充実

### (3) 保健・医療・福祉の連携

#### ① 保健・医療・福祉の連携強化

- 保健・医療・福祉の相談、問い合わせに対応する総合相談窓口の設置
- 健康診査結果や受診履歴等、保健医療情報ネットワークの構築
- 保健・医療・福祉が一体となった地域包括ケアシステムの構築

## 1-2 地域福祉の充実

### ■現状と課題

高齢者福祉・障がい者福祉・子育て支援などの相互連携を進め、行政・医療機関・福祉法人・団体など多様な組織の参加と住民との連携による地域福祉を進める必要があります。

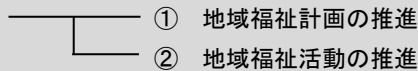
本村においては、平成29年度に「第2次東峰村地域福祉計画」の策定を行い、計画の基本理念を「思いやりと支えあいの心があふれ、いきいきと暮らせる東峰村」と定め、過去の災害時の経験をふまえて、家族だけではなく、地域に暮らす住民同士のつながりを大切に、いつまでも安心して住み続けられる村づくりに取り組むこととしています。

今後もこの計画を推進するとともに、計画と連携した東峰村社会福祉協議会の地域福祉活動を推進する必要があります。

また、民生委員・児童委員の活動を支援し、地域の社会福祉委員などの世話人、ボランティアなどの人材の育成を図る必要があります。

### ■施策体系

(1) 地域福祉の推進



### ■施策

#### (1) 地域福祉の推進

##### ① 地域福祉計画の推進

- 地域福祉計画の施策の推進
- 社会福祉協議会や社会福祉法人、団体等の連携による地域福祉の推進
- 民生委員・児童委員の活動支援、地域の世話人、ボランティア等の人材育成
- 地域福祉拠点の充実・活用

##### ② 地域福祉活動の推進

- 地域福祉活動計画の策定支援
- 地域福祉活動計画の施策の推進

## 1-3 子育て支援の充実

### ■現状と課題

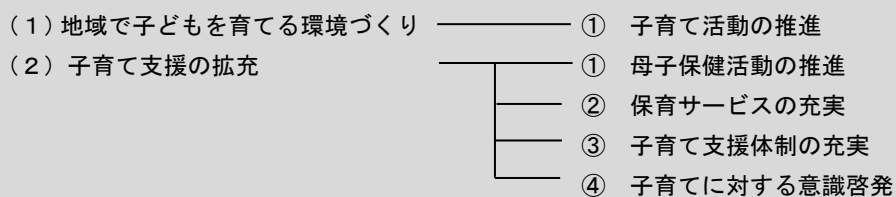
本村においては、少子化が進んでおり、子育て支援機能の拡充並びに保育サービスの充実に向けた取り組みを実施していますが、今後一層、公的サービスとしての子育て支援体制の充実を図る必要があります。

本村では、「東峰村次世代育成支援行動計画」に基づき計画的に次世代育成支援対策の取り組みを進めてきました。

平成24年8月に成立した子ども・子育て支援法に基づいて、本村では、子ども・子育て支援給付に係る教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を図る「子ども・子育て支援事業計画」を平成26年度に策定し、取り組みを進めてきました。現在、第2期東峰村子育て支援プランを作成しており、計画に基づき施策を推進して行くことが必要です。

さらに、保健・医療の充実、男女共同参画社会の推進などにより、子育てしやすい地域・職場・家庭環境づくりを進め、地域社会が子育てを担う体制づくりを図る必要があります。

### ■施策体系



## ■施策

### (1) 地域で子どもを育てる環境づくり

#### ① 子育て活動の推進

- 「東峰村子育て支援プラン」に基づく子育て支援の推進
- 自然環境を活かした子どものための遊び場や親子の交流の場づくり
- 住民による子育て支援への理解促進
- 地域行事等を通じた世代間交流の促進

### (2) 子育て支援の拡充

#### ① 母子保健活動の推進

- 医療機関等との連携による妊娠から出産、子育てに関する相談体制の充実
- 健康相談や健康診査体制の充実
- 医師や保健師、栄養士等が参加する交流会・相談会等の実施

#### ② 保育サービスの充実

- 乳児保育、延長保育、一時保育、病後児保育、障がい児保育等、多様な保育サービスの充実

#### ③ 子育て支援体制の充実

- 地域子育て支援拠点の整備
- 子育てサービスの利用支援の充実
- 子育てや教育に関する情報提供の充実

#### ④ 子育てに対する意識啓発

- 出産や育児に対する理解推進
- 男女共同参画の促進

## 1-4 高齢者福祉の充実

### ■現状と課題

本村の65歳以上の人口は891人（令和元年12月末日現在）で高齢化率は42.8%に達しており全国平均、県平均と比較しても高い数値となっています。介護が必要な高齢者に対する各種サービスの充実とともに、できるだけ住み慣れた家で安心してサービスが受けられるように、在宅介護・福祉の充実を図る必要があります。

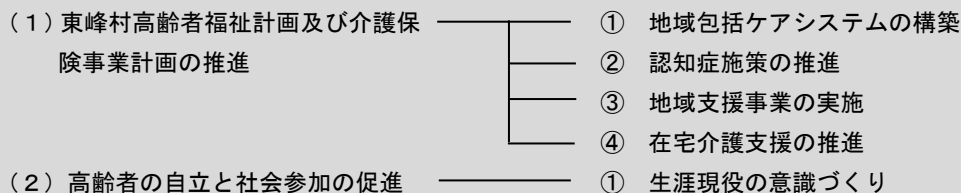
国は、平成26年度に介護保険法の改正を行い、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするために、地域包括ケアシステムの構築に向けた在宅医療と介護の連携、認知症施策の推進、生活支援サービスの充実を図ることとし、これまでの介護認定区分の要支援1・2について、介護予防給付の一部を地域支援事業に移行し、介護予防・日常生活支援総合事業の実施など地域支援事業の充実を推進しました。また、平成29年度に同法の改正が行われ、在宅医療・介護の連携、認知症施策、地域支援事業について充実・強化を図り、深化を推進しています。

こうした高齢者を取り巻く社会情勢を踏まえ、本村では、平成30年度に「東峰村高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」の策定を行っており、施策の推進が求められています。

また、地域包括ケアシステムの構築と同時に、高齢者の自立と知識や技能を活かした多様な社会参加を促進し、生涯現役の元気な高齢者が住む村づくりが求められています。

さらに、村内の商店が減少している状況の中で、自らが移動手段を持たない高齢者等に向けては、買い物支援に関する施策の検討も急がれています。そこで、村内の個人商店の活性化を図るとともに、高齢者等をはじめとした買い物支援が必要な村民に向けた支援施策を検討します。

### ■施策体系





## ■施策

### (1) 東峰村高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の推進

- ① 地域包括ケアシステムの構築
  - 在宅医療・介護の連携
  - 地域ケア会議の推進
- ② 認知症施策の推進
- ③ 地域支援事業の実施
  - 介護予防・日常生活支援総合事業の実施
  - 地域包括支援センターの充実
  - 生活支援サービスの充実
  - 任意事業の充実
    - (配食、外出、買物、家事サービス等の提供)
  - 民間事業者や法人等の生活支援サービス提供者やサービス内容の多様化の促進
- ④ 在宅介護支援の推進
  - 家族介護者等への支援充実
  - ホームヘルパー等の人材育成・確保

### (2) 高齢者の自立と社会参加の促進

- ① 生涯現役の意識づくり
  - 高齢者の社会参加や就業の促進にむけた意識づくり
  - 高齢者の交流機会や活動の場の確保と情報提供の推進

## 1-5 障がい者福祉の充実

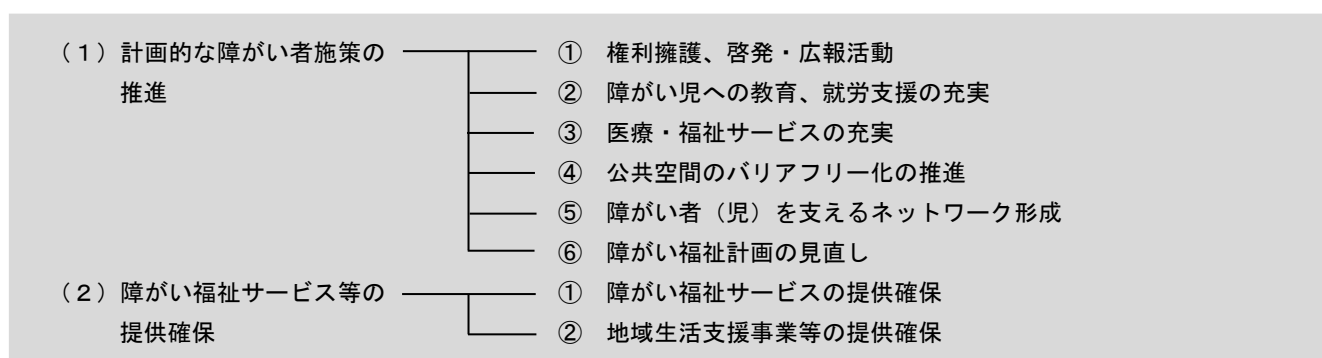
### ■現状と課題

本村では、身体障害者手帳所持者が160名、療育手帳所持者が24名、精神障がい者保健福祉手帳の所持者が11名程度みられます。（令和元年度資料）

国の障がい者施策は、ノーマライゼーションの理念のもと、障がいのある人の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を図る仕組みへと変遷しており、平成23年に「障害者基本法」の改正、平成25年に「障害者自立支援法が障害者総合支援法」に改正されています。また、平成25年に「障害者差別解消法」の制定、平成28年に「発達障害者支援法」の改正、令和元年6月に「障害者雇用促進法」の改正が行われるなど、障がい者の権利を守る機運が高まっています。

本村では、平成28年度に「東峰村障がい者計画」、平成29年度に「第5期東峰村障がい福祉計画」、「第1期東峰村障がい児福祉計画」の策定を行い、障害者総合支援法に基づいて障がい福祉サービスの提供を行っています。

### ■施策体系



### ■施策

#### (1) 計画的な障がい者施策の推進

- ① 権利擁護、啓発・広報活動
- ② 障がい児への教育、就労支援の充実
- ③ 医療・福祉サービスの充実
- ④ 公共空間のバリアフリー化の推進
- ⑤ 障がい者（児）を支えるネットワーク形成
- ⑥ 障がい福祉計画の見直し

#### (2) 障がい福祉サービス等の提供確保

- ① 障がい福祉サービスの提供確保
- ② 地域生活支援事業等の提供確保

## 第4章 愛する心を育む人づくり

### 1. 教育の振興

#### 1-1 幼児・学校教育の充実

##### ■現状と課題

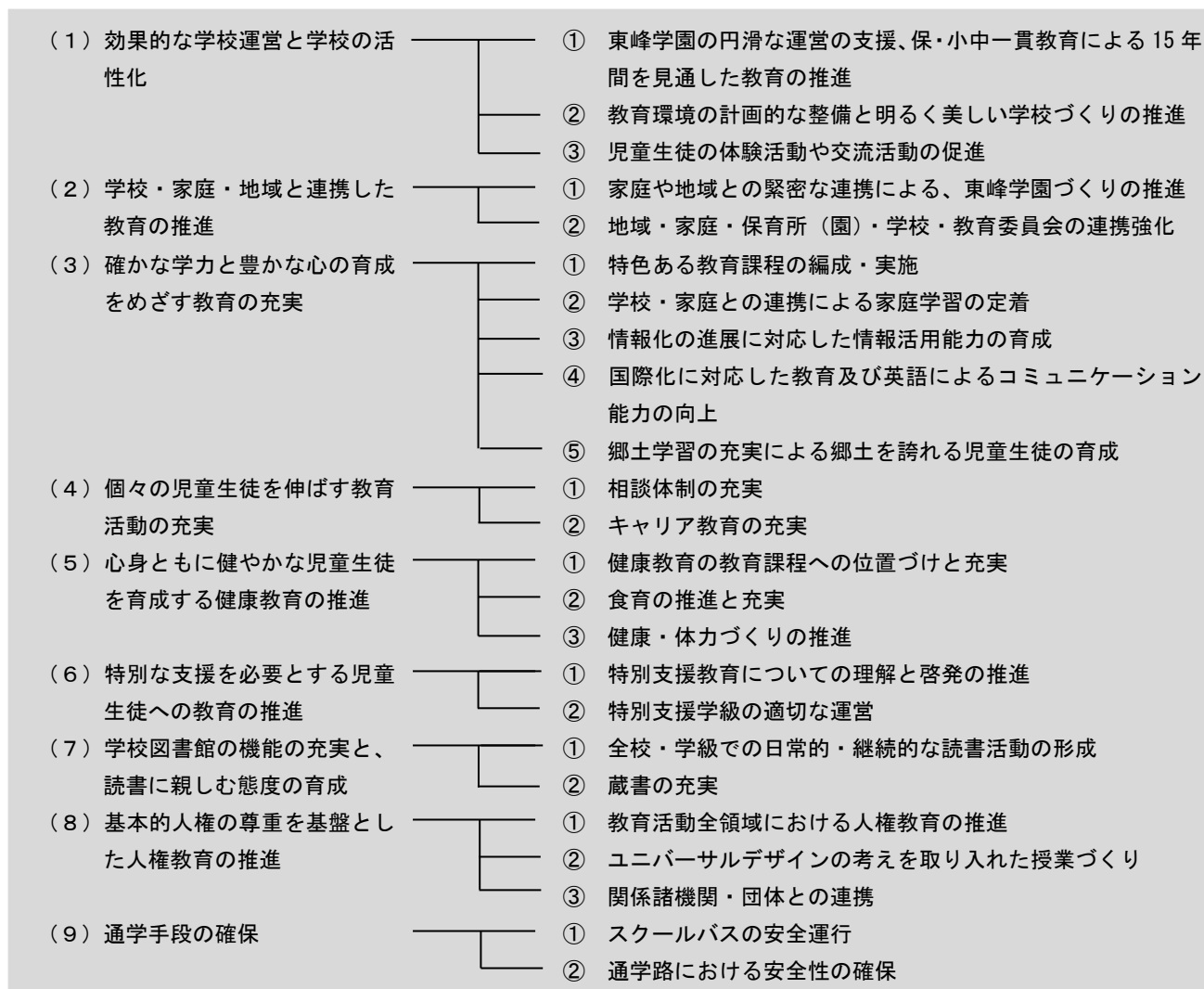
本村は、小中一貫校として東峰学園があり、小学校から中学校までの9年間の一貫した教育目標のもと教育を実施しています。東峰学園においては、確かな学力を身につけ、豊かな人間性、健康と体力を一貫として育てていく教育の充実を図り、学校が家庭や地域と連携協力して、子どもたちが生き生きと学ぶことができる学校づくりを推進しています。

幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて大切な時期であり、幼児教育がその後の人間としての生き方を大きく左右する重要なものであることから、家庭や地域社会との連携を図りながら保育所（園）における保育の充実が必要です。

今後は、0歳から15歳までを見通した教育の推進を図り、将来の村を担う意識と能力を持った児童生徒を育成し、世界に通じる人材の基礎作りが必要です。

また、学校施設の充実を図り、スクールバスの安全運行と通学路の自動車交通からの安全性の確保が課題です。

## ■施策体系



## ■施策

### (1) 効果的な学校運営と学校の活性化

- ① 東峰学園の円滑な運営の支援、保・小中一貫教育による15年間を見通した教育の推進
- ② 教育環境の計画的な整備と明るく美しい学校づくりの推進
- ③ 児童生徒の体験活動や交流活動の促進

### (2) 学校・家庭・地域と連携した教育の推進

- ① 家庭や地域との緊密な連携による、東峰学園づくりの推進
- ② 地域・家庭・保育所(園)・学校・教育委員会の連携強化

(3) 確かな学力と豊かな心の育成をめざす教育の充実

- ① 特色ある教育課程の編成・実施
- ② 学校・家庭との連携による家庭学習の定着
- ③ 情報化の進展に対応した情報活用能力の育成
- ④ 国際化に対応した教育及び英語によるコミュニケーション能力の向上
- ⑤ 郷土学習の充実による郷土を誇れる児童生徒の育成

(4) 個々の児童生徒を伸ばす教育活動の充実

- ① 相談体制の充実
- ② キャリア教育の充実

(5) 心身ともに健やかな児童生徒を育成する健康教育の推進

- ① 健康教育の教育課程への位置づけと充実
- ② 食育の推進と充実
- ③ 健康・体力づくりの推進

(6) 特別な支援を必要とする児童生徒への教育の推進

- ① 特別支援教育についての理解と啓発の推進
- ② 特別支援学級の適切な運営

(7) 学校図書館の機能の充実と、読書に親しむ態度の育成

- ① 全校・学級での日常的・継続的な読書活動の形成
- ② 蔵書の充実

(8) 基本的人権の尊重を基盤とした人権教育の推進

- ① 教育活動全領域における人権教育の推進
- ② ユニバーサルデザイン※の考えを取り入れた授業づくり
- ③ 関係諸機関・団体との連携

※ユニバーサルデザインの考えを取り入れた授業づくり

: ユニバーサルデザインとは、すべての人が利用しやすく、暮らしやすいように、ものづくりやまちづくり、環境づくりを行うという考え方。この考え方を授業に取り入れ、クラスの中のすべての子どもにとってわかりやすい授業を行うこと。

(9) 通学手段の確保

- ① スクールバスの安全運行
- ② 通学路における安全性の確保
  - 自動車交通からの安全の確保
  - 犯罪からの安全性確保

## 1-2 生涯学習の推進

### ■現状と課題

教育基本法第3条の生涯学習の理念は、国民一人ひとりが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならないとされています。

心豊かで生きがいのある人生を送るために、生活の充実、社会参加、職業の知識、技術の向上など自己の充実を目指し、一人ひとりが自由な意思に基づき行う学習活動とも言えます。

また、生涯学習は、幼児期・児童期・青少年期・成人期・壮年期・老年期といったライフステージの中で行われ、学校や社会の中の組織的な活動ばかりではなく、文化活動・スポーツ活動・レクリエーション活動・ボランティア活動・趣味などのさまざまな活動において取り組まれます。

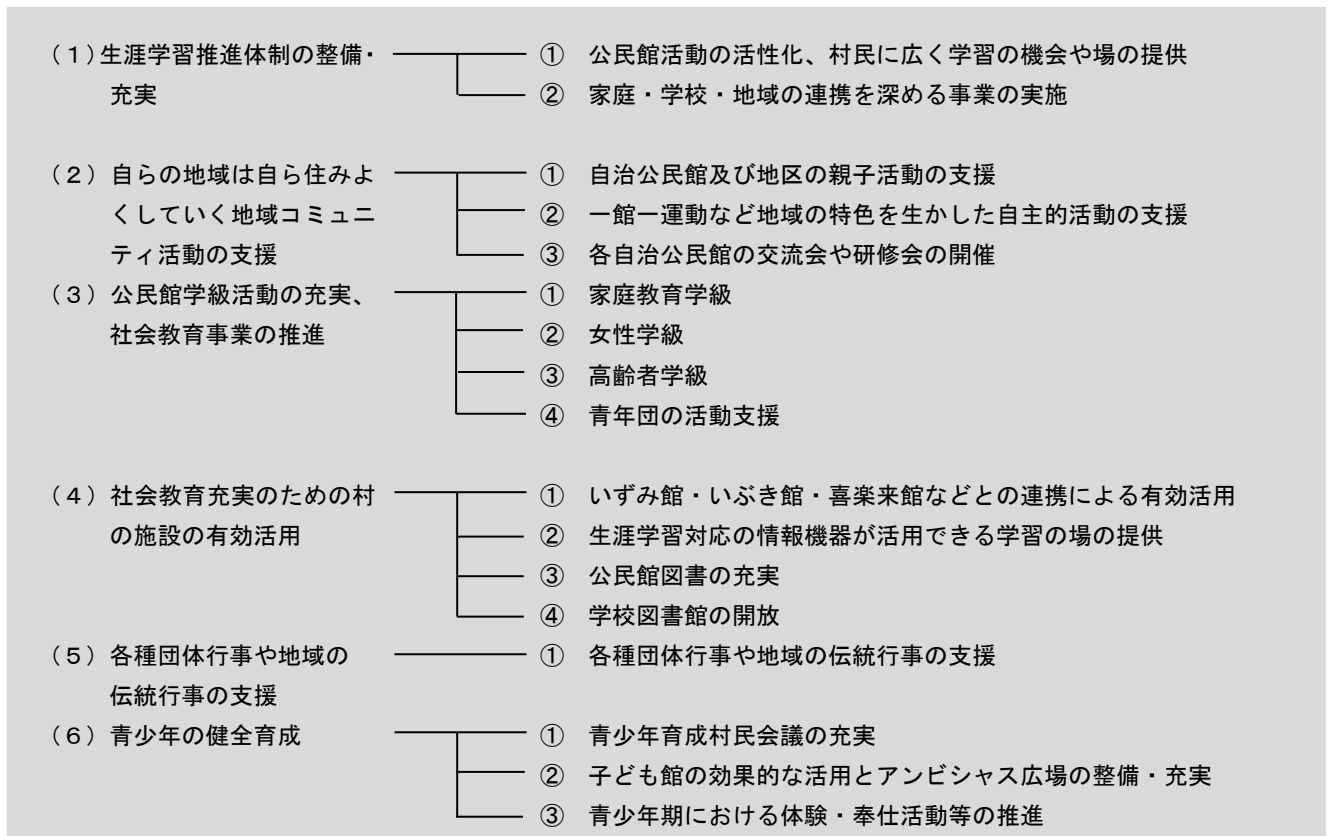
さらに、生涯学習によって個人の考え方や感情が豊かになり、人々がふれあい、つながりを深め、地域のコミュニティが形成されることが期待されます。

このように、自己を高める生涯学習は、村を創造していく活動につながり、村づくりの原動力にもなります。

このため、住民と公民館・学校・ボランティア団体・行政などが連携し、機能の集約・分担による生涯学習機能の充実を図る必要があります。地域の人材の活用にあたっては、人材情報や学習プログラムの登録により、一元的な情報提供体制の構築を図る必要があります。

青少年の育成においては、人材育成機会の提供や多様な社会参加機会の提供により、地域に根ざした健全育成活動を促進することも課題となっています。

## ■施策体系



## ■施策

### (1) 生涯学習推進体制の整備・充実

- ① 公民館活動の活性化、村民に広く学習の機会や場の提供
- ② 家庭・学校・地域の連携を深める事業の実施

### (2) 自らの地域は自ら住みよくしていく地域コミュニティ活動の支援

- ① 自治公民館及び地区の親子活動の支援
- ② 一館一運動など地域の特色を生かした自主的活動の支援
- ③ 各自治公民館の交流会や研修会の開催

### (3) 公民館学級活動の充実、社会教育事業の推進

- ① 家庭教育学級
  - 乳幼児学級の実施
  - ノーバディズ・パーフェクト・プログラムの実施
  - 子育て講座の開催
- ② 女性学級
  - 女性学級の開催
- ③ 高齢者学級
  - 高齢者学級の実施
- ④ 青年団の活動支援
  - 青年団の活動支援

### (4) 社会教育充実のための村の施設の有効活用

- ① いずみ館・いぶき館・喜楽来館などとの連携による有効活用
- ② 生涯学習対応の情報機器が活用できる学習の場の提供
- ③ 公民館図書の実充
- ④ 学校図書館の開放

### (5) 各種団体行事や地域の伝統行事の支援

- ① 各種団体行事や地域の伝統行事の支援

### (6) 青少年の健全育成

- ① 青少年育成村民会議の実充
- ② 子ども館の効果的な活用とアンビシャス広場の整備・実充
- ③ 青少年期における体験・奉仕活動等の推進



## 2. 地域文化の振興

### 2-1 文化・スポーツの振興

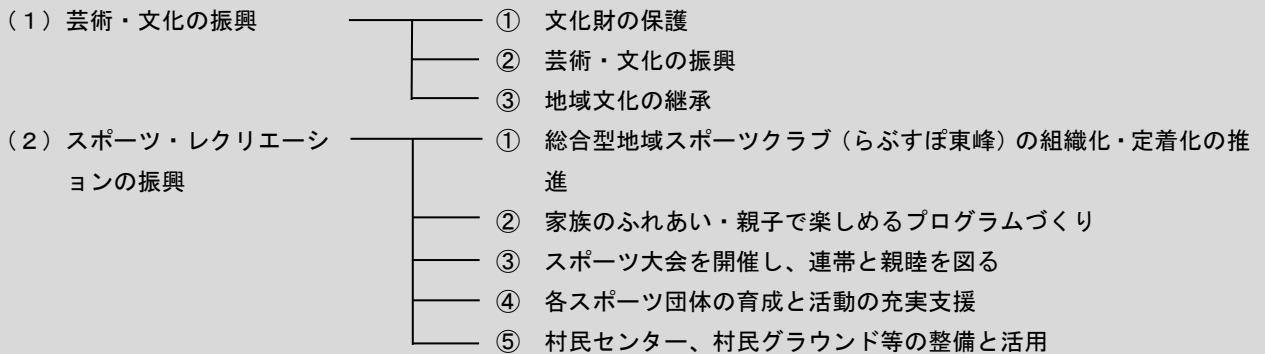
#### ■現状と課題

本村の豊富な文化財や伝統芸能の保存・継承とともに、交流事業、生涯学習事業などにおける活用を推進する必要があります。

また、既存教育・文化施設のネットワーク、活動団体のネットワークを構築し、文化・芸能活動の促進、施設の有効利用、地域文化を発信する必要があります。

スポーツ・レクリエーションについては、子どもから高齢者まで、さまざまなスポーツを愛好する人々がそれぞれの志向・レベルに合わせて参加でき、地域住民による自主的・主体的に運営される総合型地域スポーツクラブの育成と活動支援など、誰もが気軽にスポーツを楽しめる環境の充実を図る必要があります。

#### ■施策体系



## ■施策

### (1) 芸術・文化の振興

#### ① 文化財の保護

- 文化財の保護と文化財保護条例による文化財の指定
- 文化財保護と愛護思想の普及
- 歴史的遺物や文化財の保存・展示について検討

#### ② 芸術・文化の振興

- 各文化団体の連絡調整
- 文化協会発表会、文化講演会、コンサート等の開催

#### ③ 地域文化の継承

- 各集落や地域の文化の継承
- 伝統工芸である焼き物文化の継承

### (2) スポーツ・レクリエーションの振興

#### ① 総合型地域スポーツクラブ（らぶすぽ東峰）の組織化・定着化の推進

#### ② 家族のふれあい・親子で楽しめるプログラムづくり

#### ③ スポーツ大会を開催し、連帯と親睦を図る

- 村民参加によるスポーツ大会（グラウンドゴルフ大会、バレー大会など）

#### ④ 各スポーツ団体の育成と活動の充実支援

- スポーツ少年団（野球、剣道、フットサル、陸上など）
- 一般スポーツ団体（バスケット、バレー、卓球、バトミントン、ソフトボール、野球、弓道など）

#### ⑤ 村民センター、村民グラウンド等の整備と活用

## 2-2 人権の尊重

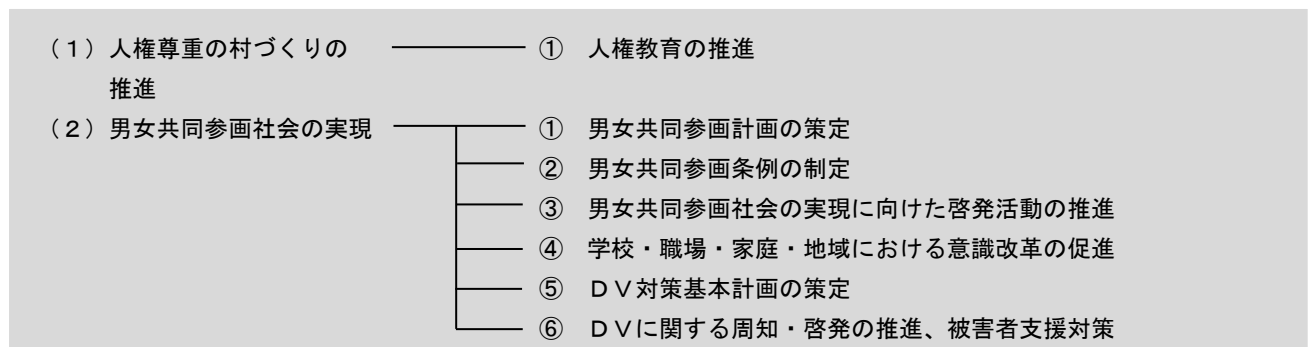
### ■現状と課題

現在、人権について様々な取り組みを行っていますが、今後も継続的にすべての人が互いの人権を尊重し、ともに支えあう差別や偏見のない明るい社会を実現するため、人権問題についての正しい理解と認識を深めるための多様な学習機会の充実を図り、人権教育・啓発への取り組みを推進する必要があります。これらの課題解決の一つとして、平成27年度から朝倉地域人権啓発情報センターを開設しています。

近年では児童虐待が増加し、インターネットによる人権侵害など新たな人権問題が発生しており、さらに一人ひとりの人権意識を高める必要があります。

また、「男女共同参画社会基本法第2条」に男女共同参画社会は、「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されており、その実現に向けて、男女共同参画社会についての教育や啓発をさらに推進します。

### ■施策体系



## ■施策

### (1) 人権尊重の村づくりの推進

#### ① 人権教育の推進

- 公民館学級・講座の中で人権教育に関する学習の実施
- 自治公民館活動の中で、人権教育の学習の実施
- 同和問題啓発強調月間、人権週間に研修会等の開催
- 人権教育の推進者の人権感覚、人権意識の向上のための研修

### (2) 男女共同参画社会の実現

#### ① 男女参画計画の策定

#### ② 男女共同参画条例の制定

#### ③ 男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動の推進

#### ④ 学校・職場・家庭・地域における意識改革の促進

#### ⑤ DV対策基本計画<sup>※</sup>の策定

(※市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な計画)

#### ⑥ DVに関する周知・啓発の推進、被害者支援対策

# 第5章 住民主役・行政と協働の持続可能な村づくり

## 1. 地域の自立促進

### 1-1 定住促進

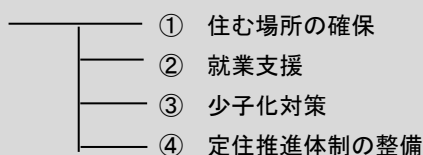
#### ■現状と課題

本村では、平成17年の人口2,749人が平成27年には2,174人となり、10年間で602人の減少となっています。

今後、減少が予想されていることから、これに歯止めをかけ、人口を維持する取り組みが求められています。さらに、これらの取り組みを効果的に推進するために、各分野における定住促進策を連携し総合的に実施することが必要です。

#### ■施策体系

(1) 定住促進



#### ■施策

##### (1) 定住促進

###### ① 住む場所の確保

- 公営住宅等の整備の促進
- 新規転入者・若い夫婦への住宅取得等の支援
- 田舎暮らし希望者への支援
- 空き家バンク等による空き家情報等の一元管理と情報提供、相談窓口の設置、補助制度の設置
- 空き家を利用するUIJターン者等への支援
- 空き家マップ等の活用

###### ② 就業支援

- 起業家等の支援
- 空き家などの活用の推進

###### ③ 少子化対策

- 若者の出会いのイベント開催
- 結婚応援事業（結婚相談）

###### ④ 定住推進体制の整備

- 相談窓口の設置
- 郷土出身者会、特別村民制度等を活用した交流と定住促進活動の推進
- 定住支援策案内、村のPR、情報提供

## 1-2 集落の整備

### ■現状と課題

本村は、小石原地域に5行政区、宝珠山地域に10行政区となっています。今後さらに高齢化が進む中で、集落の再編事業に取り組む必要性があり、住民の意向を踏まえて検討する必要があります。

再編後の集落が主体的に活動できるコミュニティセンターの整備や地区集会施設など、地域で必要とされる施設整備について、地域の主体性を尊重し、行政と地域が連携し、地域主導による村づくりを進めていく必要があります。

### ■施策体系

(1) 地区集会施設の整備 ————— ① 地域活動拠点の充実

### ■施策

#### (1) 地区集会施設の整備

##### ① 地域活動拠点の充実

- 公民館、集会所等の活用による活動拠点の確保
- 既存施設の改修等、活動拠点の機能充実の支援

## 1-3 住民と行政の協働

### ■現状と課題

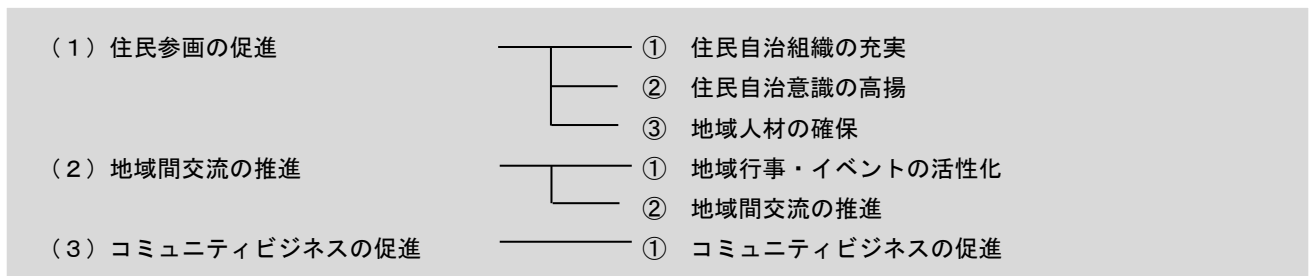
平成の市町村合併は、平成 22 年 3 月末を持って区切りを迎えました。今後、道州制の動きも踏まえながら、東峰村としての将来を考えていく必要があります。

そのため、住民自らが考え、行動する住民自治の地域エリアとして東峰村の行政区域を捉え、行政と協働する住民自治組織の設置を検討していく必要があります。

また、住民自治に対する住民意識の高揚を図り、地域活動を主体的に行う人材を確保するため、住民自治の仕組みについての情報提供や PR、活動への参加促進、地域リーダー育成などを実施することも課題です。

さらに、地域活動のなかから生まれてくる交流ビジネスなど、新たなコミュニティビジネスを育成していくことも課題となります。

### ■施策体系



## ■施策

### (1) 住民参画の促進

- ① 住民自治組織の充実
  - 住民自治組織の育成・支援
- ② 住民自治意識の高揚
  - 住民と行政の協働や住民自治についての現状把握、意識啓発
  - 先進事例や活動事例等の情報提供とPR
- ③ 地域人材の確保
  - あらゆる世代の地域活動への参加促進
  - 若年層や小・中学生を対象とするリーダーの意識づくり
  - UIJターン者など、人材確保の促進による地域マンパワーの向上

### (2) 地域間交流の推進

- ① 地域行事・イベントの活性化
  - 地域の行事・祭・イベント等の活性化
  - 自主的な行事やイベントの開催促進
- ② 地域間交流の推進
  - 姉妹都市などとの提携
  - 国際交流、地域間交流等の継続
  - 住民レベルの地域間交流の促進

### (3) コミュニティビジネスの促進

- ① コミュニティビジネスの促進
  - 交流ビジネス、環境ビジネス等のコミュニティビジネスの育成支援



## 1-4 効率的な行財政運営

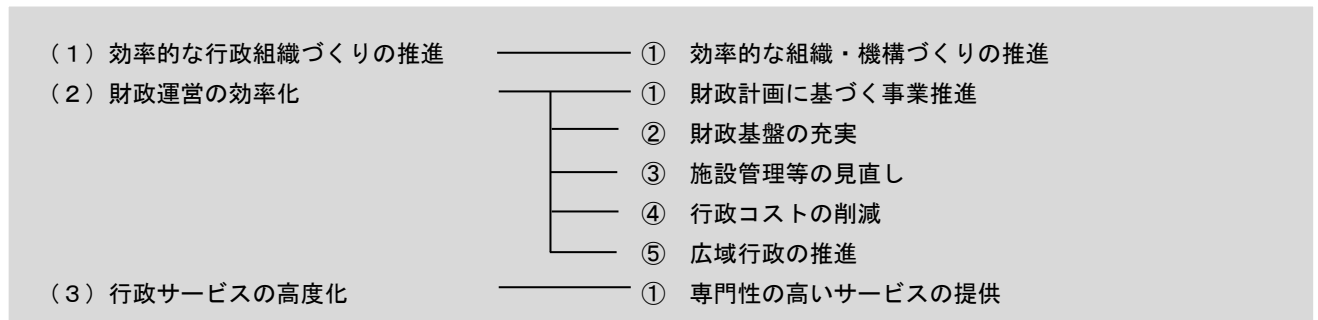
### ■現状と課題

厳しい財政状況に対応するため、行政コストの削減や民間委託の推進等、歳出の抑制に努めるとともに、産業政策や定住促進策による税収の維持・新しい財源の検討等歳入の確保を図る必要があります。

また、権限譲渡にともなう国から地方への税源移譲など、国の方針も見据えた計画的な財政運営を行います。

専門化・高度化が進むことが予測される行政ニーズに対応するため、各分野における専門性の高い職員の育成・確保に努めます。

### ■施策体系



## ■施策

### (1) 効率的な行政組織づくりの推進

#### ① 効率的な組織・機構づくりの推進

### (2) 財政運営の効率化

#### ① 財政計画に基づく事業推進

○企業経営的発想による財政運営の推進

○統一的な基準による財務書類の作成と分析

#### ② 財政基盤の充実

○受益者負担等の見直しと適正化の促進

#### ③ 施設管理等の見直し

○公共施設等の管理・運営の見直しと指定管理者制度による民間代行の推進

#### ④ 行政コストの削減

○行政評価システムの導入の検討

○民間委託の推進による経費の削減

#### ⑤ 広域行政の推進

○甘木・朝倉広域圏事務組合等との連携による広域行政の推進

### (3) 行政サービスの高度化

#### ① 専門性の高いサービスの提供

○各分野における専門的知識をもつ職員の育成・確保

○施策内容に対応したプロジェクトチーム等の結成

## 第2次東峰村総合計画 後期基本計画

---

令和2年3月 発行

発 行：福岡県東峰村

〒838-1792

福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山 6425 番地

Tel. 0946-72-2311 / Fax. 0946-72-2038

編 集：企画政策課

---

